

【保障の概要】

自然災害保障特約(居住不能信用費用保険)

この保険契約は、三井住友信託銀行を保険契約者とし、三井住友信託銀行からローンをお借り入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約で、被保険者が、ローン返済期間中に、火災、自然災害、地震などで住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」となり、居住不能状態となったとき月々のローン返済額を保障する保険です。ここでは居住不能信用費用保険の概要を説明しており、商品に関する重要事項の中から一部を抜粋しています。商品の詳しい内容は、必ず居住不能信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」でご確認ください。

ご利用いただける方	住宅ローンをご契約いただける方 *分割借入期間中はご利用いただけません。最終回の分割借入実行日以降の変更手続き可能な約定返済日にご加入いただけます。この場合、変更契約の締結が必要になります。 *建物資金ご融資前の土地資金ご融資時にはご利用いただけません。建物資金の融資実行日以降の変更手続き可能な約定返済日にご加入いただけます。この場合、変更契約の締結が必要になります。 *対象となる住宅ローンについて、詳しくは窓口までお問い合わせください。
お借入利率	ご契約の住宅ローンお借入利率に年 0.1% 上乘せ *上乘せ金利は変動することがあります。上乘せ金利の変動にあたっては、三井住友信託銀行はお客さまに当該変動の3カ月以上前に事前通知を行い、お客さまの同意を得たうえで行います。ただし、三井住友信託銀行が定める期限までに上乘せ金利の変動について同意いただけない場合、金利の変動日後最初に到来する約定返済日をもって本特約は自動的に失効します。
対象となる建物	1982年(昭和57年)1月1日以降に新築された建物が加入可能です。「保険対象建物」とは、被保険者の居住のための建物または被保険者の所有する賃貸用の居住のための建物(被保険者がその建物の一部に居住する場合を含みます。以下同じ)で、その建物の建築、購入または増改築等のための資金の一部または全部について、被保険者が保険契約者に対して債務の償還を義務づけられている建物とします。
対象となる災害	 火災 地震 台風(風災) 豪雨 洪水 津波 噴火 雪災 落雷 車の衝突
保険金が支払われる場合	次のいずれかの事由を直接の原因として、被保険者の保険対象建物が保障開始日以降に居住不能状態となり、居住不能状態である期間内にローンの返済日が到来したとき。 ①火災および一般災害、②自然災害(地震、噴火および津波を除く)、③地震、噴火および津波
保険金額	保険金支払対象月のローン契約上の毎月の返済分相当額(ボーナス返済月は、その返済額と月々の返済額)、年間支払額は3,600万円以下とします。遅延損害金は対象外となります。
てん補期間(支払限度期間)	1回の居住不能状態において、下記「てん補期間」を限度とします。また、通算する「支払限度期間」をもって終了とします。 ◎てん補期間:全壊・大規模半壊…24ヵ月、半壊…6ヵ月 ◎支払限度期間:36ヵ月 *一部損壊、準半壊は保障の対象外となります。
ご加入日	① 融資実行日 ② 融資実行日以降、所定の約定返済日 *融資実行日に加入し、その後建物受渡日が到来する場合など、ご加入日と保障開始日が一致しない場合があります。

保障開始日	① 建物受渡日または融資実行日のいずれか遅い日 ② 上記①以降に加入される場合は、ご加入日(=所定の約定返済日)
待機期間	なし(保障開始日に保障が開始します)
中途加入	本特約はお借り入れの途中でご加入いただけます。その場合、別途変更契約の締結が必要になります。 *中途加入が可能な対象商品について、詳しくは窓口までお問い合わせください。
免責期間	なし
本特約の解約	お客さまよりお借入期間中に所定の方法により本特約を解約する旨のお申し出があった場合、住宅ローンの変更契約を締結のうえ、お申し出に基づく三井住友信託銀行の処理日に解約となります。解約日以降、最初に到来する約定返済日より上乗せ分を差し引いた金利でのご返済となります。解約以前のお利息はご返金しません。 解約時には所定の変更手数料を申し受けます。
保障終了の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 債務の完済、ローン契約の無効・取消または解除によりローン契約が終了したとき ● 本特約を解約されたとき ● 所定の支払限度期間分の保険金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ● 保険の対象である建物が居住不能状態となったときから、全壊・大規模半壊の場合 6 ヶ月、半壊の場合 3 ヶ月を経過した日において、保険会社が住宅の再建契約を確認できず、居住不能状態である期間をそれぞれ 6 ヶ月、3 ヶ月とみなした場合は、その期間が終了したとき ● 上記にかかわらず、保険会社の事情によりこの保険の継続・維持が困難となる事由が生じた場合、保障が終了することがあります。
保険正式名称	居住不能信用費用保険
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害保障特約の付帯はご融資の条件ではありません。保障を付帯しないことも可能です。保険金のお支払いには制限がございます。ご加入にあたっては、居住不能信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。また、保障内容の詳細やご不明な点については居住不能信用費用保険の「契約概要」「注意喚起情報」に記載されている保険会社のお問い合わせ先へご連絡ください。
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● この保険は毎月のローン返済相当額を保障する保険です。そのため他の保険契約でその月のローン返済相当額の保険金等が支払われた場合は、重複してのお支払いはありません。 ● この保険は住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき約定返済を行っていただいた後に、所定の返済分相当額が支払われます。 ● 居住不能期間中に、別の原因により罹災した場合にでも、重複した保険金が支払われることはありません。 ● この保険は、火災保険や地震保険ではありません。 ● 本特約付の住宅ローンの全額または一部繰上返済をした場合でも、解約返戻金はありません。 ● 保険金のお支払いには、公の機関等の発行する罹災状況を証明する書類など、お支払いする保険金の種類に応じて、保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳しい内容は「注意喚起情報」をご確認ください。
保障内容に関するお問い合わせ先	カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター 0120-823-270 【受付時間】月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時(祝日・年末年始を除く)